

# 広島市自転車等駐車場指定管理者候補者の公募要綱

## 1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地  
広島市相生自転車等駐車場ほか3 1施設 広島市中区鞆町・胡町ほか (別表参照)
- (2) 設置目的  
道路、公園、緑地その他の公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、良好な生活環境の確保及び都市機能の保持を図ることを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者  
広島県ビルメンテナンス協同組合

## 2 募集の概要

- (1) 募集期間  
令和8年7月15日～令和8年9月30日
- (2) 指定期間  
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (3) 管理の基準
  - ア 供用日及び供用時間 別表参照
  - イ 特記事項  
申請者から供用時間の変更について提案を受ける。
- (4) 業務の内容等
  - ア 業務の内容
    - (ア) 自転車等駐車場を一般の利用に供すること
    - (イ) 利用者の登録に関すること
    - (ウ) 施設の維持、修繕 (市があらかじめ指定する大規模な修繕工事を除く。)、清掃、利用調査等
  - イ 特記事項
    - (ア) 利用料金制を導入済み。
    - (イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
    - (ウ) 避難場所として今後指定され、使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
    - (エ) 指定管理者変更に伴う引継業務等
      - a 引継期間 令和9年1月中旬～令和9年3月31日
      - b 引継業務 業務内容等
      - c 指定管理者に指定された団体の引継ぎに係る人件費等の経費は、当該指定管理者に指定された団体の負担とする。
      - d 指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継ぎを行う。
- (5) 配置人員
  - ア 41人を標準とする。(別表参照)  
なお、ICT機器の設置や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車等駐車場への職員の常駐を必要とするものではない。
  - イ 防火管理者の配置  
東新天地自転車等駐車場、袋町小学校地下自転車等駐車場、広島駅北口第一自転車等駐車場及び広島駅南口第一自転車等駐車場には、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。
- (6) 市への納付金 (5年間分)  
7,569万円 (固定額)
  - ※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の納付金を変更する「スライド制度」を導入する。
  - ※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、納付金を減額するなどの適切な措置を講ずる。
  - ※ 業務範囲の変更が生じた場合は、必要に応じて納付金を調整する。
- (7) 設備導入等に関する計画  
利用者サービス向上に資する新たな設備導入及び修繕等 (いずれも100万円以上の工事に限る。) の計画について提案を求める。
- (8) 評価基準
  - ア 欠格事項  
申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
    - (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
    - (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
    - (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
    - (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

- (木) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目・配点

評価項目	配点
<b>【1 市民の平等利用を確保することができること。】</b> [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5点
<b>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】</b> [評価のポイント] ① 利用料金の設定及び割引制度は、利用者負担を軽減するものになっているか。 ② 施設毎の料金設定が、利便性や設備投資に見合ったものになっているか。 ③ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	5.5点
<b>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</b> [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	2.5点
<b>【4 設備導入等の計画】</b> ① 設備導入及び修繕等に関する計画が、市が別に提示する設備改修計画に沿った内容になっているか。	1.5点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 加点減点項目・配点

<b>【1 障害者雇用率の達成】</b> ① 障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が5.0%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と読み替える。
<b>【2 環境問題への配慮】</b> ISO 14001若しくはISO 14005又はエコアクション2.1を取得している場合は5点加点	
<b>【3 男女共同参画・子育て支援の推進】</b> ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点	
<b>【4 地域貢献度】</b> ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況で評価する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加点対象とする。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

- (9) 更新制について（指定期間の延長について）

年度終了後に実施する「指定管理者の業務実施状況の評価」の評価結果が指定期間（5年間）の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となった場合で、指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合には、1度に限り、非公募による指定管理者候補者の選定を可能とする（通算の指定期間は最長10年間）。

- (10) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

指定期間の1年目から3年目までの間に、2年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。更新制の適用により、指定期間を延長した場合で、4年目から8年目までの間に2年連続して、業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合には、更新後の次期指定管理者候補者の公募に対する応募資格を与えないものとする。

<別表>

施設名	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)	配置人員 (標準)
広島市相生自転車等駐車場	中区鞆町・胡町	1月1日 ～12月31日	0時～24時 (24時間)	—
広島市大手町三丁目自転車等駐車場	中区大手町三丁目		7時～21時 (24時間)	1人
広島市小町第一自転車等駐車場	中区小町		7時～21時 (24時間)	
広島市小町第二自転車等駐車場	中区小町		7時～21時 (24時間)	
広島市小町第三自転車等駐車場	中区小町		7時～21時 (24時間)	
広島市富士見町第一自転車等駐車場	中区富士見町		7時～21時 (24時間)	
広島市富士見町第二自転車等駐車場	中区富士見町		7時～21時 (24時間)	
広島市富士見町第三自転車等駐車場	中区富士見町		7時～21時 (24時間)	
広島市河原町自転車等駐車場	中区河原町		7時～21時 (24時間)	
広島市舟入町自転車等駐車場	中区舟入町		0時～24時 (24時間)	—
広島市稻荷町自転車等駐車場	南区稻荷町		7時～21時 (24時間)	2人
広島市新白島駅自転車等駐車場	中区白島北町・ 西白島町		7時～21時 (24時間)	2人
広島市広島バスセンター西自転車等 駐車場	中区基町		7時～21時 (24時間)	2人
広島市基町自転車等駐車場(仮設)	中区基町		6時～23時 (24時間)	
広島市大手町自転車等駐車場	中区大手町二丁目		7時～24時 (7時～翌2時)	2人
広島市東新天地自転車等駐車場	中区新天地		7時～24時 (24時間)	2人
広島市西新天地自転車等駐車場	中区新天地		7時～23時 (7時～翌3時)	2人
広島市袋町小学校地下自転車等駐車場	中区袋町		7時～24時 (7時～24時)	2人
広島市袋町自転車等駐車場	中区袋町		7時～24時 (7時～翌2時)	2人
広島市広島駅北口第一自転車等駐車場	東区若草町		5時30分～翌0時30分 (5時30分～翌0時30分)	2人
広島市広島駅北口第二自転車等駐車場	南区松原町		5時30分～翌0時30分 (24時間)	
広島市広島駅北口第三自転車等駐車場	東区上大須賀町		7時～21時 (24時間)	2人
広島市広島駅南口第一自転車等駐車場	南区松原町		5時30分～翌0時30分 (5時30分～翌0時30分)	2人
広島市広島駅南口第三自転車等駐車場	南区松原町		市長が定める区画 0時～24時 (24時間)	3人
			その他の区画 7時～21時 (24時間)	
広島市広島駅南口第五自転車等駐車場	南区松原町		5時20分～翌0時20分 (5時20分～0時20分)	2人
広島市横川駅北口自転車等駐車場	西区横川町三丁目		7時～21時 (24時間)	2人
広島市横川駅南口自転車等駐車場	西区横川町三丁目		5時20分～翌0時30分 (5時20分～翌0時30分)	2人
広島市西広島駅北自転車等駐車場	西区己斐本町一丁目		5時30分～24時 (24時間)	2人
広島市西広島駅南自転車等駐車場	西区己斐本町一丁目		7時～23時 (24時間)	
広島市矢野駅自転車等駐車場	安芸区 矢野西四丁目		5時15分～翌0時45分 (5時15分～翌0時45分)	2人
広島市五日市駅北口自転車等駐車場	佐伯区五日市駅前 一丁目	5時10分～翌0時40分 (5時10分～翌0時40分)	3人	
広島市五日市駅南口自転車等駐車場	佐伯区旭園	6時～20時 (24時間)		